

12.8.18
1918年8月18日

其ノ通ニ要球法ヲ議ス

荒川 逸集

現在の高上物の二三割以上の増加
値上りせられたし

但し初業より五ヶ年以上経過したる満
平力以上の田力子に對しては最優債
銀田力以上と保證する事
婦人少可者年五ヶ年以上の老年者
不男者及び特に優能と認めらるる者
は在り得しとして切定

一日作業時百と正味稼時百と異なる事

文上